

# 議会運営委員会会議録

令和6年6月27日(木)

(開 会) 9:30

(閉 会) 9:37

## 案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

## 【 内 容 】

- 1 議員提出議案の取り扱いについて
  - (1) 議員提出議案第5号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出
  - (2) 議員提出議案第6号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出
  - (3) 議員提出議案第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出
  - (4) 議員提出議案第8号 現行健康保険証の廃止の撤回を求める意見書の提出
- 2 会期日程の変更について
- 3 請願第7号の採決について

---

## ○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

委員会条例改正案及び意見書案の調整結果について、事務局から報告させます。

## ○議会事務局次長

意見書案の賛否一覧表をご覧いただきたいと思います。

賛否ですが、「災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書(案)」、「聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書(案)」、及び、「地方財政の充実・強化に関する意見書(案)」、以上3件につきましては、いずれも全会派、並びに、川上議員、藤間議員及び藤堂議員が賛成ということでした。

次に、川上議員から提出されました「現行健康保険証の廃止の撤回を求める意見書(案)」につきましては、飯塚みらい会、及び、而今会が賛成、有和会が議員の個別対応、いつか会、公明党、市民クラブ、同志会、及び、立憲民主党、並びに、藤間議員、及び、藤堂議員が反対ということでした。以上です。

## ○委員長

議員提出議案の取り扱いについて、お諮りいたします。

「議員提出議案第5号 災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書の提出」、「議員提出議案第6号 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書の提出」、及び「議員提出議案第7号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出」以上3件につきましては、いずれも議会運営委員長が提出者となり、他の議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先につきましては、それぞれ、「議員提出議案第5号」が、総務大臣、国土交通大臣、及び、デジタル大臣、「議員提出議案第6号」が、総務大臣、厚生労働大臣、及び、共生社会担当大臣、「議員提出議案第7号」が、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、及び、内閣府特命担当大臣(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)とすることに、ご異議

ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案3件については、そのように決定いたしました。

次に、「議員提出議案第8号 現行健康保険証の廃止の撤回を求める意見書の提出」につきましては、川上議員が提出者となり、賛成を表明されている議会運営委員が賛成者として提案し、意見書の送付先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、法務大臣、及び、デジタル大臣とすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本意見書案については、そのように決定いたしました。

次に、「会期日程の変更について」、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「令和6年第2回 飯塚市議会定例会会期日程(変更案)」をご覧ください。

会議予定でございますが、太枠で囲っております箇所、本日、6月27日、木曜日につきまして、2番目の人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決の後に、先ほどご審議いただきました、議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決を追加するものでございます。

なお、議員定数のあり方に関する調査特別委員会の委員長報告につきましては、特別委員会での調査が終了したことから、委員長報告をいたします。質疑につきましては、特別委員会は全議員で構成されておりますことから、議長において省略する旨の発言をしていただいております。

ご審議方、よろしく申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期日程の変更について」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「請願第7号の採決」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

総務委員会に付託されておりました「請願第7号 生活応援を現金支給で求める請願」、につきましては、同委員会において、不採択となっております。

よって、本日の採決につきましては、委員長報告に対してではなく、請願についての賛否をお諮りいたしますので、請願を採択することに賛成の場合は、ご起立いただきますようお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

「請願第7号の採決」につきましては、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしく申し上げます。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。